

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の手続の手引きの一部改定を行いました。

1 改定について

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の手続の手引き」は、条例のあらましを説明しながら、条例及び規則に基づく手続、審査の根拠となる条文等について説明したものです。

今回の改定で、市民の皆様が、条例の全体の手続や、紛争調整の流れ、あっせん・調停を利用する際の手続などについてより具体的にイメージしやすくなるように、内容や文言を整理しました。

また、建築主が提出する図書の記載事項を明確化し、届出と横浜市の審査を円滑に進められるようにしました。

2 改定概要

- ・紛争調整の全体の流れを示すとともに、あっせん・調停を利用する際に必要となる手続と要件をより明確にし、様式の記載例を追加
- ・関連制度である専門家助言制度や神奈川県弁護士会との協定（ADR 協定：裁判外紛争調整）を参考として記載
- ・標識設置届や近隣説明等報告書に添付する図書の記載事項を明確化
- ・その他所要の修正

3 お問い合わせ先

横浜市建築局情報相談課中高層担当 電話 045-671-2350